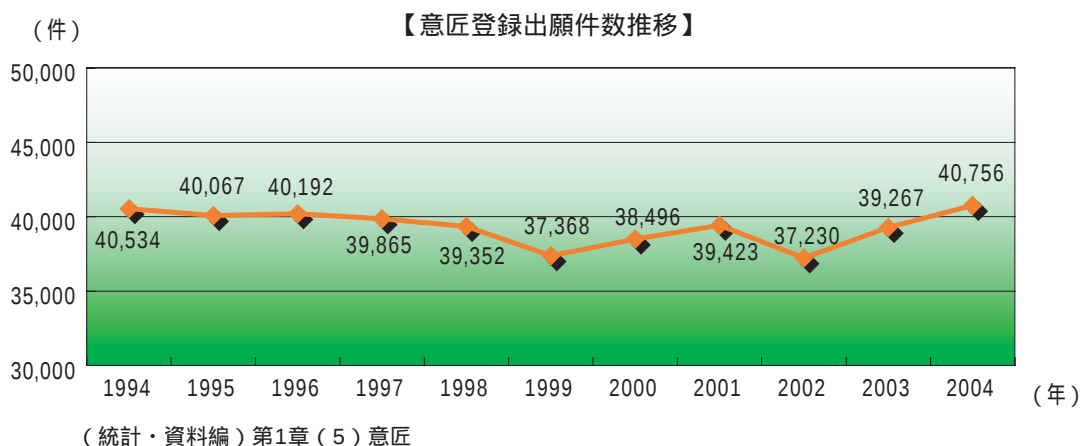


2. 意匠審査

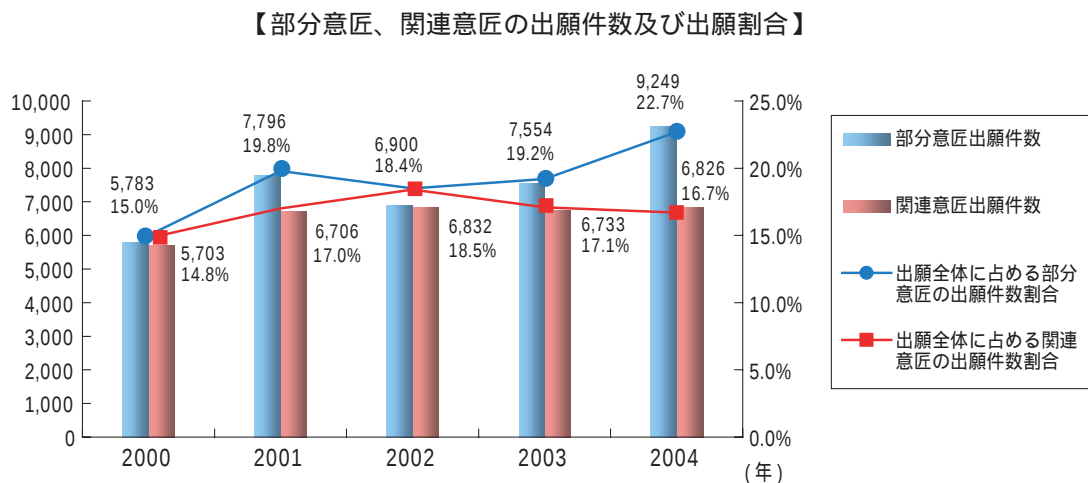
(1) 意匠出願の動向

出願全体

概して、近年の意匠登録出願件数は約4万件で推移し、安定した出願件数となっているが、改正意匠法が施行された1999年を境にゆるやかな増加傾向にある。2004年の出願件数は40,756件であり、8年ぶりに4万件を上回った。



1999年に導入された部分意匠¹制度は、年々利用率が増加し、2004年には出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合が20%を上回った。一方、部分意匠制度と同時に導入された関連意匠²制度は、2004年の出願全体に占める出願件数割合が16.7%であり、昨年から利用率が徐々に減少している。

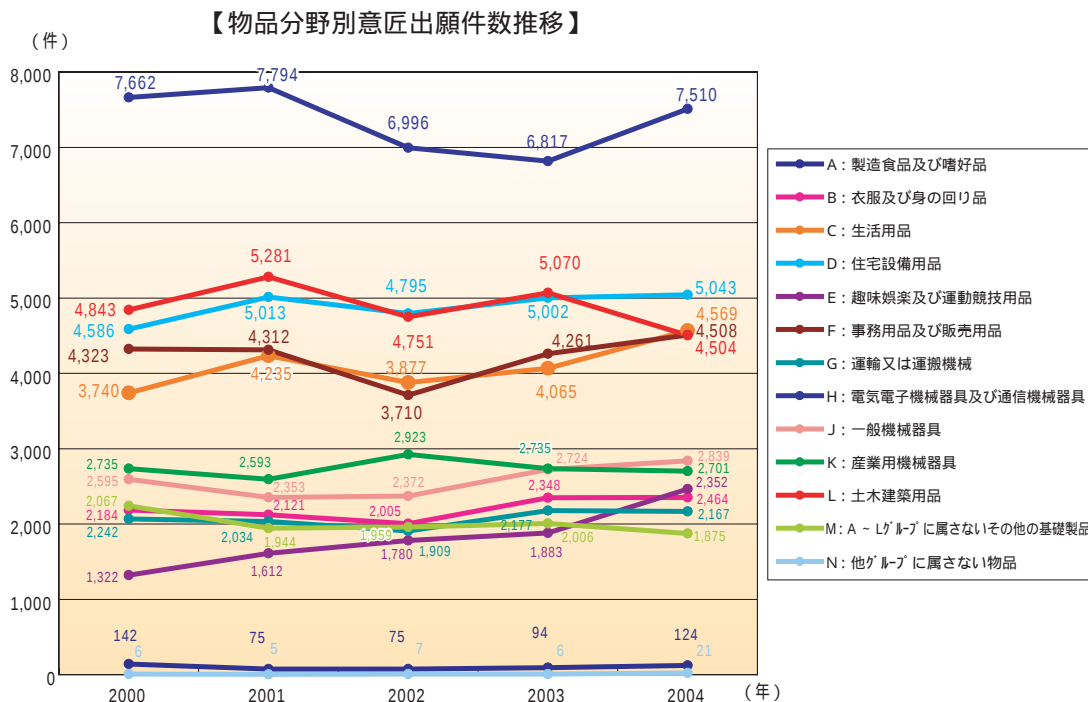


¹ 「物品の部分」に係る意匠のこと。1999年の改正意匠法施行以降、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。

² 自己の出願に係る意匠群のうちから選択した一の意匠（本意匠）に類似する意匠のこと。関連意匠制度は、同日に同一出願人によって出願された場合に限り、本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能としたものであり、1999年に導入された。

物品分野別意匠出願件数

2004年の意匠登録出願件数を物品分野別にみると、日本意匠分類Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の出願件数が依然として高い。一方、ほとんどの分野において昨年にくらべて出願が増加している傾向にある中、近年Hグループに次いで出願件数が多かったLグループ（土木建築用品）の出願が減少した。

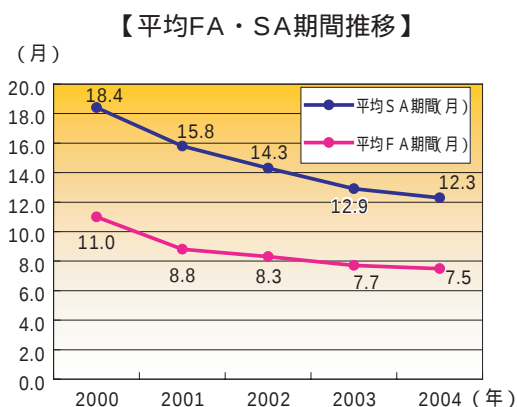


(2) 意匠審査の状況

製品開発サイクルの短縮化、活発な技術革新、消費者側の商品デザイン性の重視、アジア諸国等からの模倣品流入の増加等、意匠の早期保護に対するニーズが高まる中、意匠審査の迅速化を進め、FA期間¹の平均期間を2004年は7.5月まで短縮化してきたところである。また、SA期間²も短縮化し、2004年には平均12.3月となった。

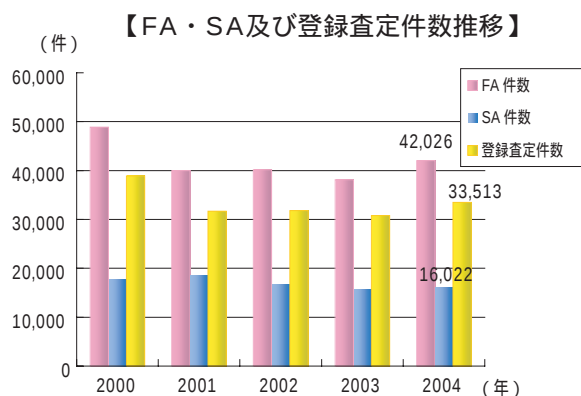
¹ FA期間：出願日から一次審査結果の通知までの期間。

² SA期間：出願日から一次審査結果通知後に査定が発送されるまでの期間。



(統計・資料編)第2章(1)

審査(ファーストアクション期間)



(統計・資料編)第1章(5)意匠

(3) 意匠審査の明確化

意匠審査の明確化について、2004年10月1日より、自己又は他人の意匠権存続中の登録意匠を引例に用いる拒絶理由通知のうち、「意匠法第9条第1項(先願)に基づく拒絶理由通知書」を対象として、拒絶理由通知書に判断理由を文章で付記する試行運用を開始した。

2005年3月より当該運用についての企業ヒアリング等を行っており、今後はより効果的な本格運用を可能とすべく検討を行っていく。

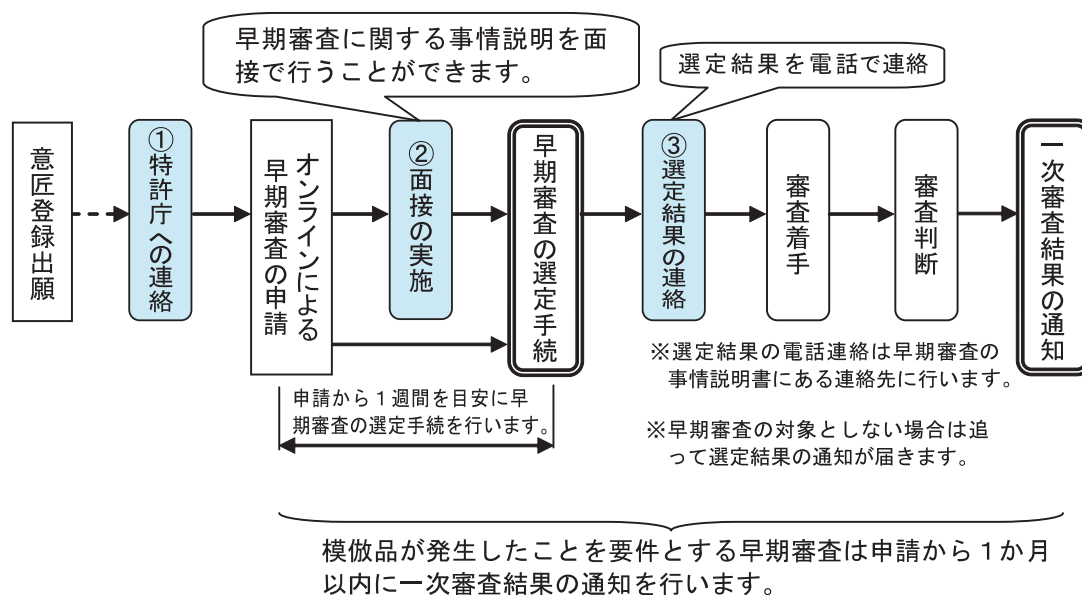
(4) 模倣品対策に対応した意匠出願の新たな早期審査運用

これまで、意匠審査においては、権利化に緊急を要する実施関連出願及び外国関連出願について通常の審査よりも早く一次審査結果を通知する、いわゆる早期審査制度の運用を行ってきた。早期審査による審査期間は、最近では早期審査の申請から一次審査結果の通知までが平均約2か月で、最長でも6か月程度となっている。

ところが、近年は情報伝達手段や製造技術の発達等により、製品の発売から模倣品が発生するまでの期間も非常に短くなってきており、このような模倣品の被害に対しては従来の早期審査制度によっても即座に対応できないケースがみられるようになってきた。

このようなことから、特許庁では、知的財産推進計画2004において「2005年度から、出願中の案件に関し模倣品が発生したときは、直ちに意匠審査に着手し、出願手続に瑕疵のないものについては1ヶ月以内に一次審査結果を通知する。」と掲げたとおり、2005年4月から意匠早期審査の新運用を開始した。

新たな意匠早期審査の対象となるのは、これまでも意匠早期審査の対象としていた要件のうち、早期審査の申請理由が「第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合」のみであり、新運用における申請方法の概要は、以下のとおり。(詳細は特許庁ホームページにて公開)



(5) 改正意匠分類の運用開始

日本意匠分類は、我が国の意匠制度においてのみ使用している分類であるが、意匠制度の創設以降に出願された意匠登録出願等の審査資料を物品の用途によって区分けすることで、意匠審査におけるサーチを効率化し、的確な審査判断を行うために重要な役割を果たすものである。

しかし、昨年まで適用していた日本意匠分類は、昭和58年に策定されて以来20年以上経過しており、その間に生活スタイルや環境に合わせた製品が創造されデザインが多様化していること、また、平成10年に改正意匠法が導入されたことから、見直す時期にきていた。

加えて、FA期間を平均7.5月(2004年)まで短縮し迅速化しているものの、模倣されやすい製品やライフサイクルの短い製品の産業分野からは更なる審査期間の短縮化が求められている。このためには増大化する審査資料を効率よくサーチしていくことが重要である。

そこで、特許庁では日本意匠分類の改訂作業を進め、平成17年1月1日以降の意匠登録出願から「日本意匠分類[平成17年1月1日施行版]」の適用を開始した。